

品 沖縄市議会だより

okinawa city assembly news 2010

平成21年11月臨時会、12月定例会



第24号

平成22年2月16日



平成21年第334回沖縄市議会12月定例会が、12月3日から12月21日までの19日間の会期日程で開かれました。12月定例会は、平成21年度沖縄市一般会計補正予算（第4号）ほか32件の議案等が審議されました。

平成21年 第334回 12月定例会会期日程

12/3	木	議案説明	定例会開会 会期の決定 議案の提案、説明
4	金	議案研究	議案の研究
7	月		
8	火	議案審議	議案への質疑（委員会付託及び付託省略）、 討論、採決
9	水		
10	木	常任委員会	総務、文教民生、産業経済、建設委員会に おける付託案件の審査

12/11	金	特別委員会	基地に関する調査特別委員会
15	火	委員長報告	各委員会における審査報告及び採決
16	水		
17	木	一般質問	市の行政事務についての質問
18	金		
21	月		

傍聴のご案内

市議会では、市民の皆さんの生活に密着した重要な問題や課題が審議されています。市政を身近に知るためにも、議会を傍聴してみませんか。

■発行／沖縄市議会 ■編集／沖縄市議会報編集委員会

沖縄市仲宗根町26番1号

TEL 098-937-3405 FAX 098-938-1094

一般質問

一般質問につきましては紙面の都合上、主な内容を要約して掲載しております。

なお、詳しい内容は会議録を市立図書館、自治会事務所でご覧になるか、市のホームページで会議録検索システムをご覧ください。

○島袋 邦男 議員

産業廃棄物焼却施設について

海邦町にある廃油処理業者が中城湾港の新港地区に焼却炉の設置許可を県に申請している。十二月三日の沖縄タイムスに「沖縄市に医療産廃施設 近隣自治会建設反対を要請」との見出しがあった。十二月四日の琉球新報にもこのことが書かれており、県の港湾課は、新港地区は十二月中旬にも臨港地区内の構築物規制に関する県条例に基づき工業港区として区分指定する見通しをコメントしており、区分されると焼却施設は禁止構築物にあたり建設できないとの説明があった。県指導要綱にある住民説明会等もなされてなく、新聞で騒がれてから住民説明会をした」とその会社は言っているようである。住民への影響の考慮、生活環境の保全上の適正な配慮が十分ではない。①いつ海邦町にその会社ができ、現在どのような事業をしているのか。また、経営者は本市の出身なのか。②県知事に市長が産業廃棄物処理施設設置許可申請に係る意見について回答をしたと思うが、その内容は。③今議会に反対の請願書が出ているようだが、東部地域におけるこの反対の署名運動の状況を詳しく説明していただきたい。

い。④今後の沖縄市の対応は、強い姿勢で臨むのか。

●市長

④本市東部地区は、近年、人口増加が著しく急速な市街化が進行している地域です。当該施設建設予定地周辺は、公園施設や漁業施設などが立地するとともに、おきなわマラソン、東部まつりなどの開催地の近くで、そういう地域に産業廃棄物処理施設がくるというのは、とても理解ができませんというのが本音です。これまでも県に対しては、産廃施設の集中抑止、県内分散平準化をお願いしてきたところであり、今後ともその件については、県へ働きかけを強めていきたいと思っています。また、この件については、県議会でも取り上げていただいたところであり、(本市選出の)五人の県議とも本当に憂慮しておられ、県議会、市議会、行政も一緒になって取り組んでいかなければいけないことだと思っています。

●市民部長

①この会社は株式会社エコテック沖縄で、海邦町三番十六号です。その前身が、平成十九年九月に糸満市で設立された株式会社アースクリーン西崎ということですが、平成十九年十一月に社名及び代表者の変更があり、今の名称となっております。同じく平成十九年十一月二十六日に本社を海邦町へ移し、現在、廃油処理を主にやっているということですが、②市長の意見書としては、産廃施設の集中抑止のため、県内分散平準化を求めてきたところです。その中で特に、生活環境影響調査報告書につきまして、生活環境の保全上の適正な配慮が十分になされていないという意見を出しています。③海邦町自治会でいち早く取り組まれました。一週間足らずの短期間で、一八五十八人の反対署名が集まったということですが、

十一月十日の副市長面談の際に報告がありました。それから十二月一日の市長要請の中でも、東部十一自治会で構成する沖縄市東部自治会連絡会でも反対決議がされたということの御報告を受けています。④現在、県で廃棄物処理法上の許可審査中となっております。今後は他法令の手続もあることから、庁内でも意見交換や協議を重ねていきたいと思っています。それから県の港湾課は、十二月中の(区分)指定に向けた作業中であることの回答が十一月十八日にありました。今のところ規制はされていないということですが、今後、指定され規則が施行された際に、構築物の建設がされなければ規制されるものと認識しています。ただし、構築物であっても知事が公益上、その他特別の事情により、やむを得ないと認めて許可したものを除くとされていますので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。

○前宮 美津子 議員

若者の雇用と正規雇用の拡大について

全国県別自殺者資料によると、今年一月から九月末の全国の自殺者数は二万四、八六四人、対前年比で七四一人ふえ、三・一%増となっている。県内での自殺者は三二五人、昨年同時期より八十一人増、全国一位の増加率で三十三・二%を記録している。実に全国平均の十倍を上回る激増ぶりである。沖縄労働局の報告では、県民所得が全国最下位で全国一高い失業率の沖縄で来春の新規大学卒業者の就職内定率(十月末現在)は、過去二十一年間で最低の十一%。新規高卒者も二六・六%にとどまっている。①沖縄県の労働力人口、就業者数、完全失業者数・失業率、有効求人倍率、沖縄市の失業者数・失業率、及び三十歳未満

の失業者数・失業率を伺う。②本来、労働者の雇用は「正規雇用」が原則である。本市の非正規職員を、正規雇用(採用)にした場合の増員人数、及び、それに必要な新たな財源。増員分を含む経常経費、一般会計に占める割合を伺う。③自治体、学校等公務員労働者の職場における正規雇用政策は、雇用対策、景気対策など、地域経済の活性化に大きな波及効果が見込まれる。新政権下の「目玉政策」として、国と自治体が連携して実施すべき課題と考える。真剣に検討すべきではないか、見解を伺う。

●経済文化部参事

①平成二十一年十月現在の数字でお答えします。沖縄県の労働力人口は六十六万人、就業者数は六十一万三千人、そのうち完全失業者数は四万七千人となっております。失業率は七・一%、有効求人倍率は〇・二八倍となっております。沖縄市の失業者数、失業率等については、平成十七年の国勢調査結果によりますと、沖縄市の失業者数は七、六八三人、失業率は十三・六五%となっております。また、若年層の失業者数は二、八〇一人、失業率は二十一・二一%となっております。

●総務部長

②平成二十一年四月現在における臨時職員及び嘱託の人数は七八五人、これは短期雇用もカウントしています。この七八五人を正規職員として採用した場合の必要財源ですが、歳出にあたる一定の要件、例えば全員を上級職と仮定、扶養あるいは通勤手当については平成二十年度の平均額で算出した結果、新たに約三十億円の財源が必要になるということです。この三十億円、平成二十年度の一般会計の決算で比較した場合、予算総額の六・八二%となります。

●企画部長

③経済危機に伴う雇用対策は、全国的に社会問題になっています。本市も失業率の高いことに相当危惧しているところです。本市においては、非正規職員を正規職員に雇用することについては、行財政改革の視点、財政状況、定員適正化等の課題も山積みしています。今後、地方分権による権限移譲に伴う事務量等の増が予定されていますので、国、県等の動向も注視しながら、十分この正規雇用に関しては検討していきたいと思っています。

○鳥袋 勝元 議員

道路行政について

(市道宮里三十一号線の)低木、高木の管理状況はどのようになっていくか。本員がその相談を受けてから、夜三回ほどの道路に行った。低木は下からの雑草で覆いかぶされ、高木は枝が伸び放題である。宮里小学校に向かっていくと、左側に三本の枯れた高木、そして右側はわしみ橋を挟んで八本の高木の枯れ木がある。当局は調査したことはあるか、お答えいただきたい。

●建設部長

市道宮里三十一号線における低木、高木の管理状況ですが、低木については歩行者の視野を得るために高さ三十センチ程度に剪定を行うように努めています。高木に関しては、高さが電線等より高くならないよう低く抑え、幅は通行車両に触れることがないよう剪定に努めているところです。なお、バスの停車や乗客の降り降りに支障のある低木はもう剪定済みです。高木については、現在、作業していますので、じきにきれいになると思っています。さらにこの路線で立ち枯れている高木十一本について

ては、この作業に合わせて除去したいと思っています。

○宮城 一文 議員

教育問題について

最近の子供たちの荒れ方は並大抵のものではなくなっていると、ある識者は指摘している。全国の国公私立小中高が把握した学校内での暴力行為は三年連続でふえており、過去最高の五九、六一八件になったと文科省の調査で報告されている。二〇〇八年度における県内の公立小中高校での暴力行為も過去十年間で最多の六四六件であることがわかっており、ことは深刻な状況だと思ふ。社会全体でゆがんできている事実を自覚し考えていかなければいけないと思ふ。①うるま市での暴行事件をうけて児童・生徒の命の大切さや心の教育をどのように指導しているのか伺う。②いじめをなくすための対策や児童・生徒への指導はどのようになっているのか。③いじめ撲滅や防犯対策はどのようになされているのか伺う。最近家庭でのライフスタイルや価値観の違いもあって、学校と子供、子供と家庭とどうやってかわかっていったらいいのかという難しい面もあるが、教育委員会としても子供や家庭とのかかわりについて、研究をしてはどうか。

●教育委員会指導部長

①市教委としては、学校に対して各学校において命の大切さと非暴力を訴える臨時集会や特設授業を実施するよう指導、助言しました。②市教委としては、学校に対して日ごろから子供たちを注意深く見守るようお願いをしています。さらに訴えがあった場合、最優先で対応し、早急にいじめの全容を解明してほしいとお願いをしている

ところですか。さらに事態が明らかになったときは、いじめた側、いじめられた側の保護者とも連携して、問題の早期解決に当たるよう、指導、助言しているところです。③主にアンケートの実施を月一でやっていただきたいとお願いをしています。さらに放課後等の巡回、校内、校外の巡視等のお願いをしています。さらに教育相談の実施などを計画的に行うようお願いしているところです。当局としましては、教師がいじめ発見、いじめ指導の力量を高めるために、いじめの本質であるとか特徴について、校内研で随時取り組んでほしいということ指導しているところです。

○喜納 勝範 議員

美里小学校新増改築事業について

今世紀は環境の世紀と言われているように、地球環境問題は、一九八〇年代になって世界の衆目を集めるようになり、一九九二年に国連主催により環境と開発をテーマにした首脳会議レベルでの国際会議が開催されている。いわゆる地球サミットである。この地球サミットで気候変動枠組み条約等が提起、採択され、一九九四年に発効となり、世界の国々が地球温暖化対策に積極的に取り組む筋道ができたのである。我が国においては、一九九三年に環境基本法が制定され、環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の義務も明文化されている。このように地球環境を保全するには、国民一人一人が公共的な問題に対して貢献しなければならぬという責任感を持つような社会づくりが必要であると考えます。本市においては、昨年比屋根小学校が屋上緑化や太陽光、風力発電、雨水利用など環境に配慮

した最新の設備を取り入れ、エコスクールのモデル校として開校し、環境学習の教材として広く活用されているようである。美里小学校の新増改築に関して美里小学校新増改築事業の基本計画が進められていると思うが、美里小学校のエコスクールについてどのような計画がなされているのか、その取り組み、進捗状況について伺う。

●教育委員会教育部長

現在、基本計画を行っており、工期が平成二十一年十月八日から平成二十二年三月三十一日までとなっています。エコスクールについては、太陽光発電、雨水・地下水利用、深夜電力を利用した蓄熱空調、あるいは屋上・壁面緑化などの導入を検討しているところです。

○仲宗根 正昭 議員

軍人、軍属の自動車保険(対人、対物等の任意保険)の加入及び事故について

沖縄市議会においても、去った十五日に読谷村のひき逃げ事故に関しての抗議決議を採択した。任意保険は強制ではないが万が一のためであり、自分の運転は大丈夫だといっても、いつ事故が起こるかかわからない。日本人の任意保険の加入率が高くなってきている。

①新聞報道によると軍人、軍属の任意保険加入率が三割台と低い状況を当局はどのように見ているか。②邦人車両で基地内に入るときは任意保険加入が必要条件であるが、軍人、軍属は保険に加入してなくても基地内に入ることができるのか。③我々邦人は任意保険の加入率が高いが、やはり幾ら米軍人、軍属であっても、日本国内で生活をするので、我々邦人の高い加入率にあわせて軍人、軍属も加入してもらいたい

ということから、基地周辺の市町村及び、特に三連協においては米軍人、軍属の任意保険加入率の向上を要請する必要があるのではないかと思うが、御所見を伺う。

●市長

③ぜひ私のほうから提案して、三連協で議論をし、要請をしていきたいと思えます。

●企画部長

①②についてまとめてお答えします。県によりますと、米軍人、軍属等の私有車両の任意自動車保険の加入については、S A C O 最終報告に基づき、米軍においては車両登録時や自動車税納税の際、加入確認を行っているとのことですが、加入状況については把握できていない状況です。ちなみに、私どもが加入状況等を問い合わせたところ、回答できかないという御報告があります。③今回の読谷村のひき逃げ死亡事故において、起訴前の身柄引き渡し要求に関しては国が判断するもので、県警察として答える立場にはないとの見解が報道されるなど、日米地位協定が壁になっているということがあります。市民の生命と財産を守る立場から、日米地位協定の抜本的な見直し等を求めてきましたが、米軍を初め国に対して、被害者が不利益をこうむらないよう、今後とも求めていきたいということです。

○棚原 八重子 議員

不登校児童支援について

①不登校の要因と背景について伺う。②学校や社会の不応児童生徒の支援について伺う。

●教育委員会指導部長

①主な不登校の要因、背景としては、学校生活上の影響というものもあります。これはいじめなども含みます。友人関係等も

その中に含まれます。それから遊び非行型というものがあります。無気力によるもの、不安や情緒混乱というものもあります。これはいわゆる心因性と呼ばれているものです。それから意図的拒否というものがあります。これはいろいろな価値観などで登校拒否を行うというケースです。家庭生活の不安定によるものというものもあります。以上のようなものが不登校の要因、背景として考えられるものです。

②不適応児童生徒への支援についてということ、学校は不登校生徒について個別の支援計画を策定して、登校復帰支援を行っている。不登校支援の方法としては、家庭訪問、養護教諭やスクールカウンセラーによるカウンセリング、保健室登校、本市や中頭教育事務所の相談員による教育相談、青少年センターへの通級、教育研究所果立ちへの通級、ホップステップなどNPO団体への通級、その他があります。

○上間 正吉 議員

銭湯（中乃湯）について

市長に先ほどお上げした水質分析表にあるとおり、そういう銭湯があるということ、朝日新聞が大きく記事にして取り上げている。沖縄銭湯子バリヨート。沖縄県に残り四軒しかない銭湯は、銭湯文化を守り抜くためにはどうしたらいいかということで、朝日新聞が取り上げている。今まで燃料高騰もあって、最初は七十円でしたか。本員はもう十五年間、中乃湯につかっているが、十五年間で二十五円、今は三十五円に跳ね上がっている。そういうことで、大変運営に苦しいところがあると仲村シゲさんは訴えている。そういう中で分析表にあるとおり、温泉の性質をみんな含有されている。琉球大学の水質学

者の先生が検出の結果を公表している。そういう銭湯について、東京の本員の娘が帰ってきているが、渋谷区には三軒ほど大衆銭湯があるということだが、そこは行政が積極的に支援をし、六十歳以上の方はみんな無料ということを聞かされて、行政のやり方によってこういうこともあるのだと考えている。いかに行政が沖縄市に力所しかない、温泉水質をみんな含有されている中乃湯を維持、継続させるか。市民の健康面からも重要な銭湯ではないかと思っている。運営が厳しい中で行政が支援することによって、この銭湯が長く維持できるのではないかと思うが、行政としての支援策はないものか。行政の積極的な姿勢のほどをお示し願いたい。

●健康福祉部長

平成五年度から平成十二年度までの間、沖縄県公衆衛生浴場業環境衛生同業組合の老人無料入浴事業への助成金として、当時沖縄市内に銭湯が三カ所ありました。その分として、各十万円の計三十万円を同組合に助成した経緯があります。今回、銭湯文化を維持するため、燃料費の高騰に対しての支援の御提案ですが、銭湯が高齢者の健康づくりと憩いの場所として位置づけることができるのか。市内の高齢者の入浴ニーズはどうなのか。また、文化面等からの支援も含めて、関連課と協議検討していく必要があると考えています。いずれにせよ、五十年余続いた市内唯一の安慶田の中乃湯。本土と違う特徴ある沖縄銭湯。また、地下水を利用した質のよい鉱泉ということを伺っていますので、前向きに検討させていただきたいと思えます。

○池原 秀明 議員

環境行政より

農業振興地域での農地の買い占めについて

て、①うるま市有地の農用地の購入について。倉敷環境から新炉建設に当たって、沖縄市字知花三四三二一、並びに二を新炉建設予定地と、現在新たに申請をしているが、この三四三二一は農振農用地として用途区分されている。所有者はうるま市であるが、地方公共団体として該土地を譲渡するべく交渉をする考えはあるか、見解を伺う。②農業施設の遊休地、いわゆる旧志喜屋農園等だが、特定利用権の設定をして認定農家に利用すべきだと考えるが、市の方針を伺う。この土地は、実は農振農用地のため農家しか利用できないはずだが、これが今、倉敷環境によって仮登記をされている。本来買い取る資格を持たない方が仮登記をしていること自体が問題だと思っ

しっかりと特定利用権の設定をして、認定農家に利用させるべきだと考えるが、これについては、まず本人に対して特定遊休農地であるということを公告しなければならぬ。そのことを知らしめて、さらに今度市町村長による措置命令を出さなければいけない。こういう経過を経て、初めて特定利用権の設定ができるわけであり、こういう手続を直ちにやるという考えがあるかどうか。③私道の廃止について、現在の敷地と今回造成する土地との間に私道が通っているが、この私道廃止をする計画を打ち出している。周辺農家の道路にもなっており、廃止すべきではないと思うが、当局の考え方と取り組みについて伺う。

●経済文化部長

①御指摘の土地については、倉敷環境が買い取りの意向があることは承知していますが、既に四戸の農家が観光農業を営むため法人組織を立ち上げまして、所有者のうるま市と買い上げについての協議を進めており、おおむね了解を得ていると聞いて

ています。今後とも、法人組織とも情報を共有しながら事業を支援していきたいと考えています。②市では遊休農地に関するアンケート調査を、現在行っています。今後、所有者の意見を踏まえ、遊休農地の解消に努めていきたいと考えていますが、議員御指摘の特定利用権につきましても、今後は遊休農地が農業の利用上、周辺農地に支障が及ぶのかどうか等を含めて、早速農業委員会と連携をしまして調査に取り組んでいきたいと考えています。③御指摘の私道については、所有者のうるま市から倉敷環境が買い取りをしたと聞いています。当該道路は近くの酪農家が利用しています。牛舎にすれば不便をこうむるということになります。通行権の問題等もありますので、周辺農家の意見もお聞きし、注視をしていきたいと考えています。

○小浜 守勝 議員

東部海浜開発について

皆さんも新聞の特集で御存じだと思いが、島根、鳥取、両県にまたがる中海での干拓事業の工事が中止になった。そうしたら、この百億円がかかった水門の工事を、百億円をかけて撤去し、そして現在もその事業の補償で三百億円余りの予算が投入され、今でも続いているという状況がある。そしてこの撤去費用は国が九割をもって、島根、鳥取が一分ということである。それを考えてみた場合、埋め立てに關しては、沖縄市は全然かわかっていないという状況ではあるが、しかし沖縄市の事業である。仮に撤去になると、そういう状況にもなりかねないわけである。仮に中止になった場合の本市の責任は、①損害賠償は発生しな

いか。②既に行われた工事は、現状回復か現状のまま放置か。③現状回復の場合、撤去は国がやるのか、県がやるのか、市がやるのか。また現在までの国の建設費は幾らかかったのか。そして撤去になれば、どれくらいの予算が必要か伺う。

●建設部長

①②③一括してお答えします。仮に中止となった場合、損害賠償が発生しないかという点ですが、そのようなことがないように、今後も事業が推進できるような危機感を持つて取り組んでいきたいと考えているところです。また、仮に現状回復や撤去費用の話が出てきた場合は、撤去工事や環境に与える影響、さらには多額の費用等がかかることも予想されることから、慎重に検討されるものと考えています。我々も今、早目につくるということ、国、県と詰めているところです。そういう中では、やはりまず実現性の高いもので納め得る土地利用計画を早くつくろうという今議論をしている最中であり、そのことにまずは全力を傾けるということ、御理解をお願いしたいと思えます。我々は、一刻も早くこの土地利用見直しについて作業を進め、理解を得て、その手続上、跡地利用計画、埋立免許の変更、そういったものについて取り組み、条件整備をしたいということです。なお、これまでに投入した国の事業費は、約二二億円と聞いています。

○普久原 朝健 議員

東部海浜開発事業について

平成二十一年十月十五日判決で、「市長は第一区域の土地利用計画を平成二十二年三月末までに策定する予定であるが、経済

的合理性の調査・検討が全く行われていない。」と断じられ、さらに「第一区域のみを対象としたものであるから、その対象面積は半分となる上、アクセス道路も限定されたものとなり、従前であれば発揮できたかもしれないスケールメリットさえも放棄せざるを得なくなる可能性もある。」さらに、「第二区域は白紙であるから、埋立免許等の変更許可が得られる見込みがあると判断することは困難である。」として、判決は「本判決確定時までに支払い義務が生じたもの並びに調査費及びこれに伴う人件費を除く一切の公金を支出し契約を締結し、または債務その他の義務を負担してはならない。」とした。平成十九年十二月の市長の「第一区域推進、第二区域困難」との表明の上で、事業を推進することだが、本当にこのような形で、この判決に従って、事業が推進できるのかどうか。この判決文をよく読んでいただければわかると思うが、今の計画を踏まえただで変更するのであれば特に問題はないが、もしこれが半分ということになり、この計画の免許を受けるときの計画と別の形での申請をやるのであれば、非常に煩瑣になるということ、を判決の中で示しているわけである。一工区も二工区も一体としてやるのであれば、土地利用計画というものが認められる可能性が高いとこの判決は示しているのではないのかと本員は思う。市長は平成二十一年四月二十二日に準備書面、意見書については平成二十一年七月二十三日に出してある。この中では、市長が一工区推進、二工区困難と表明したことについて、判決では事実誤認があり、二区を一体として進めていく、時間がかかるから市長は一工区推進、二工区困難だという表明をしたのだという内容である。ところが市長は、準備書

面、意見書の中でそういったことを言いながらも、議会では「一工区推進、二工区は困難である」と、そして判決後の市長の見解では、「二工区中止」ということになっている。そのような態度では、この事業そのものを、もう進めることはできないのではないかと本員は感じている。本当にこの事業をやる気があるのかどうか、伺う。

●市長

控訴審判決は本判決確定時までに支払い義務が生じたもの、並びに調査費及びこれに伴う人件費を除く、一切の公金を支出し契約を締結し、または債務、その他の義務を負担してはならないとしています。そのような判決に至った要因としては、沖縄市が策定中の土地利用計画の全容が明らかになっていない現段階において、これに経済的合理性があると認めることはできないとし、しかし、一方においては調査費及び人件費の支出は違法とせず、沖縄市が土地利用計画を策定することを認めています。市長として表明に基づき、東部海浜開発事業を進めていくことが、市民と約束しました責務であると考えており、判決のもとに土地利用計画の見直しをしっかりと行い、第一区域土地利用計画をできるだけ早目に策定をし、それが経済的合理性があると認めていただけるように頑張るといふこととさせていただきます。

○渡嘉敷 直久 議員

自治基本条例について

自治基本条例はすぐできるという種類のものではないと思うが、地方分権だとか、地方自治が非常に声高に叫ばれる中で、先を見通して、この考え方も持つておくべきではないかということで提起をしている。

今、海邦町で問題になっている施設（エコテック沖縄）の関係がある。そこで見ると、近くに民家がほとんどない、つまり五百メートル以内には住宅地がないということであるが、実際にはその内にはあるということだとか、あるいはその執行管理の企業側と、本体をつくるメーカー側が別々であり、許可を受けてからメーカーの確認を行うということだとか、市の資料を見てもこれは常識では考えられない。そういう県の対応がどうも見えるような気がするわけである。さらに（県は）指導要綱に基づいて産廃企業を指導しているというのだが、敷地及び隣接地主との同意書ということについては、市町村、住民の要望があった場合のみ取得が必要というようなことである。つまり住民、市町村が気づかなければ、周辺との同意書も必要ないということになっているのである。もう一つは、二十七日に受付をし、受理したのが三十日と言っている。その間わずか三日間で、きちんとした審査、中身が見られていくかどうか。そうすると、沖縄市内にこういう廃棄物やその他の企業が来るとすると、まず県の許認可であったにしても、沖縄市として審査できないにしても、事前にきちんとしたものを見せてもらい、問題点は指摘できる制度、仕組みが必要ではないかと思う。これについて即刻できるわけではないし、あるいは県の調整等あるかもしれないが、常識で考えてもできると思つた。

倉敷の問題、産廃施設の問題というのは、そこら辺があれば、もう少し場合によっては改善されたのではないかとすることも考えられる。そういうものを市としてはどのように考えているのか伺う。

●市民部長

海邦町における産業廃棄物処理施設の設

置計画、それから倉敷環境のごみ山などの産業廃棄物処理施設については、許認可権者である県の指導が大変重要だと認識をしています。環境基準や規定基準を強化する場合に、事業者への指導等については、県との連携を図りながら対応をしていきたいと考えています。これまでも立地規制などを含む環境条例を調査研究していますが、ほとんど事例はなく、大変に難しい課題だと考えています。

○花城 貞光 議員

東部海浜開発事業について

①裁判で第一審、第二審とも敗訴した原因の一つにはこの第一工区の「推進せざるを得ない」という後ろ向き姿勢が裁判に負けた理由の一つだと思つた。そうでなければ、この土地利用計画も裁判の時期を無視して、こうやって延びるようなことはなかったと思つた。この第一区域を埋め立てることについては、推進をして、第一区域を生かしていこうという思いがあるのであれば、もっと早く土地利用計画を市民に聞いて、専門家をお願いをして、すばらしい計画を打ち立てて提案をしてきたはずではないか。それが二年たつてもこういう状況だということでは、明らかにまだに後ろ向き「推進せざるを得ない」、埋め立てを止めることができないので、推進せざるを得ない。推進せざるを得ないから、土地利用計画も立てざるを得ない。このような政策の進め方があるのか。第一工区しかやらないとおっしゃっているが、第一工区は本当に積極的にやるのか、やらざるを得ないのか、どちなのかを伺う。②第一区域は陸域から六百メートルから八百メートル離れた海域に位置する。第二区域を埋めないとなる

と、沖まで離れた出島という形になる。そうなるのと長大な橋梁、海中道路が必要になってくるが、台風時、地震時、津波のときには、通れないことになるかと思う。その対策としてどういうことを考えているか。例えば、本四架橋などは海面から確か三十メートルから五十メートルぐらい高い位置に設置されている。あのような感じの道路になるのか、具体的な内容を伺う。③今後の方針について、埋立免許の変更申請に向けたスケジュールを伺う。

●市長

①東部海浜開発事業については、平成十八年五月の市長就任以来、東部海浜開発事業検討会議からの報告、多くの市民、専門家、団体の方々からの御意見をしっかりと受け止め、また国や県との協議も踏まえ、検討を重ねてきました。その結果が、平成十九年十二月の方針表明であり、現在もその方針に基づき、何としても第一区域は沖縄市のために活用していきたいという強い思いに変わりはありません。現在進めています第一区域の土地利用計画をしっかりと策定し、埋立免許及び承認の変更に向けての取り組みを進め、その後の土地利用の実現を目指すことが、今私に課された責務だと思つて頑張っているところです。

●建設部長

②橋梁は臨港道路として位置づけられているので、その安全対策等の管理についても港湾管理者である県が担うものと考えています。津波、高潮等の対策では、橋梁等の高さの検討において、台風や高潮の来襲時に海水の浸水及び波高による被害が生じないよう、十分に安全性を見込んで検討されます。また、地震時等における構造検討については、国内における橋や高架の道路等に関する技術基準に基づいて行われて

おり、安全上も十分配慮されているものと考えています。③土地利用計画の見直し作業は、今後十二月に予定されている第四回検討調査委員会に向けて、これまでの検討結果や見直し部会からの意見を踏まえ、土地利用計画見直し案を一案に絞っていく作業を行い、その後第五回の検討調査委員会を開催し、年度内に東部海浜開発土地利用計画案としていく予定です。また、来年三月には国への市案の説明を行い、理解を得た後、埋立免許等の変更に向け、国、県と協力をしながら作業にとりかかる予定であり、できるだけ早い時期に土地利用が実現できるよう努めていきたいと考えています。

○阿多利 修 議員

環境行政（エコ）について

最近、よく耳にするようになったLEDという電気がある。通常の白熱球に比べかなり電気消費量が少ないということで売込みが始まっているようである。先日、テレビを見てみると、本市のあるホテルが電球の大半をLEDに変更したところ、年間三十五万円の照明の電気代が九十五万円に減ったという放送をしていた。そうであれば、経費削減にかなり役立つのではないかと。ということで、またCO₂削減にかなり貢献するのではないかとということで、LEDについて、当局の考え方を伺う。LEDを使った屋内灯や街路灯の設置推進について①蛍光灯とLEDの耐用年数の差はどのくらいあるか。②蛍光灯とLEDの同じ明るさで電気消費量の差はどのくらいになるか。③街路灯（市民部）への設置はどうか。最近では街路灯に使えるようなLEDの電気も市販されていると聞いている。④公園等に保安灯として設置した場合、可能かどう

か。また効果はどうか。⑤、③④の効果はどうか。

●市民部長

①②一括してお答えします。一般的に蛍光灯の寿命は六千時間から一万時間程度、LEDの寿命は二万時間から五万時間程度と言われています。これを一日十時間使用した場合に、蛍光灯は一・六年から二・七年程度、LEDは五・五年から十三・七年程度と考えられています。LEDは蛍光灯と比較すると四、五倍程度寿命が長いと思われま。それから白熱電球、四十ワットの明るさを蛍光灯は十ワット程度、LEDは五・三ワット程度で賄うことができると言われています。それでLEDは蛍光灯の半分程度の電気消費量になると思われます。③④一括してお答えします。蛍光灯をLEDに変えるだけで、電気消費量が半分程度になると思われま。電料料金も半分程度になるのではないかと考えられています。現在、設置されている保安灯、街路灯の電球をLEDにかえることで、総コストの節約になるのであれば、取り組んでいく必要があると考えられています。しかし、電球だけでなく、機器そのものをかえることになれば、初期の費用も大きくなることから、十分な検討が必要だと考えています。⑤寿命、単価、消費電力を考慮して、千時間当たりで算出すると、総コストは蛍光灯は三十二円程度、LEDは二六・二円程度と言われています。また、LEDは取りかえの回数も減ってきますので、特に高所など作業が困難な場所はリスクやメンテナンスの上でメリットがあるということです。ただデメリットとしては、どうしても初期費用が今のところ高額になることが考えられるということです。

○長嶺 喜清 議員

産業廃棄物処理施設設置許可について

本議会において、速やかに産業廃棄物処理施設反対に関する意見書を決議していただき、東部地域の議員として心より感謝を申し上げる。市の意見書も県に届いていると思うが、県の対応はいかがか。そして隣接しているうるま市の地域の反応、対応は。市長にもお願いをしたいのだが、ぜひ業者へ議会、東部地域、市民も一緒に建設反対の意見書を届けて、ぜひ行動をともにしていただきたいと思う。東部地域については、初めてのそういう産業廃棄物の設置許可の申請が出ているということで、地域が戸惑っているのが現状である。環境課のほうには、いろんな面でサポートをしていただいているので、これからもぜひ助言、御指導をお願いしたい。

●市長

産業廃棄物の処理施設についてですが、当然、市長として、これは絶対に阻止したい。沖縄市にごみ施設、特に産廃施設が集中してくるという現状、これは絶対に看過できない問題であると思っております。これまでも県に対しては、県内の分散、あるいは平準化をずっと求めてきたわけですが、今度このように出てきていますので、これから議会の方々とも、あるいは地域の皆さんの声をしっかりと受け止めながら、一緒に行動していきたいと思っております。

●市民部長

海邦町に計画されています産業廃棄物処理施設の件です。まず平成二十一年の九月十八日から廃掃法に基づく縦覧手続が始まっています。この段階で事業の詳細を知り、自治会のほうに情報提供をしたということです。それを受けまして、海邦町自治

会を中心に、東部自治会連絡協議会の中で、そういった意見書も県のほうに出しています。この産廃施設の設置許可は県が行うところですが、その中で廃掃法に基づく市長意見も求められていますので、十一月三十日に県のほうへ提出をしています。この意見書をつくるに、市民部、建設部、企画部、経済文化部の各部署から関係者を集めて協議を重ねてつくっていきま。今後も各担当部署と意見交換をしながら対処をしていきたいと考えています。うるま市の対応ということですが、うるま市のほうにも情報を提供しまして、うるま市のほうでは、この事業所とは別の事業所ですけども、建設を阻止した事例がありますので、その辺も情報収集をしながら、その件についても地域のほうに提供していきたいと考えています。

○久場 良宣 議員

市の事務・事業の委託・指定管理等について

民間の提案を公募することに対する所見を伺う。行政が都合のよい事業を民間に委託するのはなく、民間がやりたい事業を受託させる。そのためには事務事業を一覧にし、その事業内容や人件費を含むコストを公開して、民間から民営化の提案を受けるといふ逆の発想である。例えば、道路パトロール、公園パトロール、独居老人のパトロール等を郵便会社あるいは運送会社と

か、常に道路を回っている民間企業に委託をすることにより、早く、安く、しかも民間企業にもペイするような方法がとれるのではないかと。民間ができることは民間にということ、同じ経費、あるいは少々の高経費を払ってでもさせてこそ民間の活力になる。民間ができないことは税金を払

って私たちの代表に（事業執行を）させようというのが、独裁政治から民主政治にかわった原点だと思。民間の発想を大事にする行政運営に対する御所見を伺う。

●企画部長

本市の事務事業の改善については、沖縄市行政改革大綱のアウトソーシング推進に関する指針に基づき、外部委託等を進めているところです。議員御提案の件については、提案型公共サービス、民営化のことを指しているかと思。この制度の内容としましては、市の事務事業を公表し、その中からNPO、市民活動団体や民間活動などから委託、民営化の提案を募集し、コストとサービスの質を総合的に審査した上で、市が実施するより、市民にとってプラスと判断したものについては、提案に基づき委託、民営化を進める制度と、私どもは理解しています。ある民間のシンクタンクの調査結果によりまして、業務全般を対象に導入している自治体は、平成二十一年四月時点で全体の四・一%、県内で導入している自治体は現在のところありませんが、今後、事務事業の効率化の観点等がありますので、先進地等を参考に、今後、調査研究をしていきたいと考えています。

○与那嶺 克枝 議員

福祉行政について

鳩山政権は、来春四月から子ども手当を導入する準備を進めている。平成二十二年度は二兆三千億円、平成二十三年度以降は、五兆三千億円の財源を確保しなければならぬが、財源はどこから持ってくるのか。扶養控除の廃止など、所得制限についても議論がされ、国民の負担はどうなるのかいまだ方針が出ていない。子供の多い本

市のお母さんたちも、もらえるうれしさとともに、税の負担が心配されている。①子ども手当が実施された場合の市民への影響はどうなるのか。配偶者及び扶養控除の廃止などによる税の負担について、具体的な数値でお願いしたい。また、この子ども手当の財源がどのようになっていくのか。公務員は、毎月の給料の中に児童手当があるが、子ども手当になるとそれはどうなるのか。②こどものまち宣言を行い、本市は子供優先社会、チャイルドフアーストの地域社会を具体的に実現することが大切であると思う。今後、本市の十年計画の中に、しっかりと具体策をつくり上げていくべきである。新総合計画基本構想の策定に当たって、子供政策の基本を伺う。

●総務部長

①二〇一〇年度税制改正について、現時点のマスコミ報道の範囲ですが、所得税と住民税における一般扶養控除の廃止をすることについて議論がされているようです。現行住民税においては、一般扶養控除として収入から一人当たり三十三万円が控除できる仕組みになっています。実際に一般扶養控除が廃止された場合、市民の税負担は、かなり影響が出てくると想定されます。影響額について、モデルケース（夫婦、十六歳未満の子供二人を扶養している給与所得者で、年収二十五万円のパターンを想定。社会保険料については、健康保険料と厚生年金保険料があるので、その率を一定としてその合算で社会保険料を算出。）を挙げて説明をします。二十五万円の場合、現行制度の中では課税は発生しません。一般扶養控除が廃止されると想定をした場合、一人分六六万円の控除がなくなり、市・県民税の年税額六万二、五百円の新たな課税の発生という

こととなります。子ども手当制度の内容や財源措置のあり方については、今後、明らかになると思いますが、現時点での試算では、市長部局において、児童手当支給対象職員数一六四人、支給総額約二、三百万円に対し、子ども手当では月額一萬三千円です。試算しますと、支給総額では約二、七百万円の増、月額二万六千円で試算しますと約七、八百万円の増となる見込みです。なお、財源の一部分につきましては、現在、交付税で措置されていますが、子ども手当に対する財源措置については、今後、明らかになってくると思います。

●企画部長

②第四次沖縄市総合計画基本構想の都市像二において、子供に関する都市像を設けています。都市像二については、こどものまちに関する考え方や理念などを掲げており、その要素として三つの基本方向から構成されています。基本方向一で児童福祉や子育て、基本方向二で教育、基本方向三で子供の居場所づくりということを示しています。基本構想においては、平成二十三年度から今後十年間の理念や方向性を掲げていますので、具体的な内容については、基本構想をもとに今後策定していく基本計画で検討していきたいということですが、

○瑞慶山 良一郎 議員

●生きがい活動支援通所事業について

①利用状況を教えていただきたい。②生きがい活動支援通所事業というのは、各自治会に保健師と運動員が行って、最初に体温、血圧を測って、お年寄りのデイサービスという形を、沖縄市が老人クラブ連合会に委託してやっている事業だが、自己負担金三百円を取っている。生活保護者の部分

は取らないという形でやっているが、沖縄市民で一番困っているのは、生活保護にはならないけれども、そのボーダーの人たちが一番苦しんでいる。生活保護はいろんな対象のサービス、いろんな補助等がある、参加できる。けれどもこのボーダーの人たちというのは、一切これを支える制度がない。その人たちが毎月三百円払ってという形では、いささか苦しい思いがあるというのを耳にしている。見てみると負担金として一二九万円ぐらいの予算なので、それぐらいはちゃんと市が持って、地域の老人クラブには入っていないが、毎月一回はこっちで血圧と運動ぐらいはしてくださいます。そしてそれからまた老人クラブに入ったり、そして横のつながりが広がりたりして、もっと健康になっていくというのも出てくると思うので、その点ちゃんと市がリーダーシップをとって、これをただの介護サービスという考えは捨てて、市が率先して行う老人クラブの、また老人クラブに入っていない人たちのフォローアップをする事業という形でとらえてやっていただきたい。当局としてどのように考えているのか。

●健康福祉部参事

①生きがい活動支援通所事業は、平成十九年度より沖縄市老人クラブ連合会に委託をしております。市内三十四カ所で、毎月一回実施をしております。平成二十年度の利用実績で、延べ人数が三、四六一人となっております。平成二十一年度は、四月から十一月末現在で、利用延べ人数が二、四九六人となっております。②介護保険サービスを利用すると一割の自己負担が発生します。この生きがい活動支援通所事業については、事業立ち上げの際、一人当たりかかる費用として見たときに、一人当たり約三千円が試算されました。そのようにな

とでその一割の三百円を負担していただくということになりました。実施をしようとするところでは、生活保護世帯については無料となっております。生きがい活動支援通所事業につきましては、介護保険事業の受益者負担の原則に準じて利用料を徴収していますが、高齢者の人口の増加に伴い、本市においても年々介護規模が伸びています。そのような中で、今後介護予防事業をさらに強化するために、多くの高齢者の方々が参加できるように、老人会や在宅介護支援センター等の訪問等を利用して、実態調査を実施してみたいと考えています。調査内容については、参加状況や興味のある介護予防プログラム、それから新しく希望する事業、利用料の負担の度合い等についても考えているわけですが、現在は生活保護世帯のみが軽減策をとっておりますので、そういった関係から非課税世帯も軽減策がとれないかどうか、その実態調査の中で検討していきたいと考えております。

○江洲 眞吉 議員

●沖縄市長選挙について

市長選挙の日程を伺う。本員も重大な関心を持っている。

●選挙管理委員会委員長

市長選挙の日程については、年明け一月に開催されます委員会において決めさせていただきます。

沖縄市議会だより

議会活動(10月～12月)

10月	1日	基地に関する調査特別委員会
	13日～16日、 19日、20日、29日	平成20年度一般会計決算審査特別委員会
	26日、28日	文教民生委員会
	27日	沖縄県市町村議員・事務局職員研修会(沖縄市)
11月	6日	建設委員会
	9日	議会史編さん委員会
	9日～11日	基地に関する調査特別委員会行政視察(青森県三沢市)
	16日	基地に関する調査特別委員会
	19日	第333回臨時会議案説明会、議会運営委員会、基地に関する調査特別委員会
	20日	建設委員会
		沖縄市・東海市姉妹都市提携調印式(沖縄市)
	24日	全国市議会議長会第136回産業経済委員会(議長:東京都)
	26日	第333回臨時会、基地に関する調査特別委員会
	27日	第334回定例会議案説明会、議会運営委員会
第140回沖縄県市議会議長会定期総会(議長:南城市)		
30日	議会史編さん委員会	
	中部広域市町村圏事務組合議会定例会(議長:沖縄市)	
12月	1日	建設委員会 公聴会

行政視察来市状況

月	日	団体名	人数	調査事項
10月	26	福岡県 行橋市議会	3	災害対策について
	27	埼玉県 所沢市議会	9	コザ・ミュージックタウン音市場について
	28	山口県議会	12	こども未来ゾーンについて
11月	5	千葉県 八千代市議会	9	食育推進計画について
	10	兵庫県 稲美町議会	3	食育推進計画について
	11	岡山県議会	15	コザ・ミュージックタウン音市場について
	18	大分県 大分市議会	4	こどものまち宣言について こども科学力向上事業について
12月	10	兵庫県 神戸市議会	7	コザ・ミュージックタウン音市場について

12月定例会傍聴者数

12月3日	1
7日	5
8日	2
15日	8
16日	20
17日	3
18日	4
21日	10

臨時会

- ◆ 平成21年11月第333回沖縄市議会臨時会が11月26日の1日間の会期日程で開かれました。市長から、「沖縄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」ほか2件の議案等が提出されました。また、議員提案として「普天間飛行場の嘉手納基地統合に断固反対する意見書」が提出され、それぞれ原案可決されました。



お知らせ

沖縄市議会では、平成22年2月定例会より「本会議中継(ライブ)」をネット配信いたします。

アクセスは沖縄市議会 HPより。

沖縄市議会だより

11月臨時会及び12月定例会で可決された意見書及び決議

下記の5件の意見書・決議が可決され、関係行政等へ提出されました。

◆普天間飛行場の嘉手納基地統合に断固反対する意見書 ◆(株)エコテックオキナワによる産業廃棄物処理施設建設反対に関する意見書 ◆米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に対する意見書、抗議決議 ◆国民健康保険事業の健全化に関する意見書

※意見書、決議両方提出されているものについては、文面はほぼ同じのため(あて先の違い)決議文のほうを掲載しています。

普天間飛行場の嘉手納基地統合に断固反対する意見書

平成21年9月に発足した鳩山新政権は、「米軍普天間飛行場は、県外、国外移設」を明確にうたっており、県民はその実現を大いに期待していたところである。

しかし、新政権の岡田克也外務大臣は、10月23日の記者会見で米軍普天間飛行場の移設先について「県外は事実上、選択肢として考えられない。県外の模索は時間がかかり、基地の固定化につながる」「嘉手納しか残された道はない」等と述べ、県外移設を断念する考えを表明し、米側と交渉する意向を明らかにした。

嘉手納基地の現状は、常駐機のF-15戦闘機のみならず、F-22A ラプターや各種外来機により騒音防止協定は遵守されておらず、更に深夜早朝の離発着、GBS(地上爆発模擬装置)訓練等、基地の運用を理由に恒常的、過密な訓練が実施されており、米軍再編協議で合意された負担軽減とはほど遠い状況である。

そのような中で外務大臣の発言は、これまで広大な米軍基地の過重負担を戦後60年余も強いられてきた嘉手納基地周辺住民に対して更なる基地負担と犠牲を強いるものであり、断じて容認できるものではない。

よって、沖縄市議会は市民の生命・財産・平穏な生活を守る立場から、普天間飛行場の嘉手納基地統合に断固反対するとともに、下記事項を速やかに実施するよう強く要求する。

記

1. 普天間飛行場の嘉手納基地統合を行わないこと。
 2. 嘉手納基地の負担軽減を具体的に実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年11月26日 沖縄市議会

あて先 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長 沖縄県知事

(株)エコテックオキナワによる産業廃棄物処理施設建設反対に関する意見書

本市東部地区は、近年人口増加が著しく、急速な市街化が進行している地域であり、臨海部においては、港湾や漁港、工業基盤施設等、本市の産業を支える土地利用となっている。

ところが、平成21年3月30日、(株)エコテックオキナワにより産業廃棄物処理施設の設置許可申請が県に受理され、本市東部地区で感染性廃棄物処理施設の建設計画があることが明らかになった。

当該地周辺は、住宅地をはじめ、公園施設や漁業施設等の立地、各種イベントの開催、共同漁業権の設定などがあり、また、隣接するうるま市洲崎を含めた中城湾港新港地区は産業技術交流拠点となっており、食品製造工場を含めた多くの企業が立地しており、今後の中城湾港新港地区の適正な土地利用からしても、大きな懸念と危惧をもつものである。

このため、感染性廃棄物の処理によって風評被害等があった場合、第1次・第2次・第3次産業とも深刻な影響を与えかねない。

地域住民や公園利用者等への影響・生活環境の保全上適正な配慮が十分でなく、周辺の地域住民への説明もされていない状況である。

加えて、本市において、産業廃棄物処理施設の集中抑止と県内平準化の観点からも、新たな沖縄市負担となる産業廃棄物処理施設建設は断じて許すことはできない。

よって、沖縄市議会は市民の生命・財産を守る立場から、(株)エコテックオキナワの産業廃棄物処理施設建設に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月9日 沖縄市議会

あて先 沖縄県知事

米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に対する抗議決議

去る11月7日、読谷村においてひき逃げ死亡事件が発生し、その容疑者が米陸軍2等軍曹であることが、車内に残された被害男性の毛髪や血痕の検出により特定された。

同容疑者は、11月14日以降、任意の事情聴取に出頭を拒否し、捜査を遅滞させている。このような現状は、強制力の伴わない事情聴取の限界を示すもので、事件解明に深刻な影響を与えかねず、県民は強い憤りを募らせている。

本県に米軍基地が集中し、米軍人・軍属等による事件・事故への不安が後を絶たない中で今回のひき逃げ事件が人権を無視した極めて悪質な事件であるにもかかわらず、公平な捜査の進展が見られない現状は断じて許せるものではない。

日米両政府は、当該事件が起訴前の身柄引き渡しを「殺人など凶悪事件」とする日米地位協定の運用改善の基準に十分合致する事件として早急に対処すべきである。

よって、沖縄市議会は市民の生命・財産・人権を守る立場から、米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

1. 事件の全容解明と米軍人容疑者の日本側への身柄引き渡しを直ちに行うこと。
 2. 被害者の遺族に対する謝罪と完全な補償を早急に行うこと。
 3. 米軍人・軍属等の綱紀肅正を徹底的に行うこと。
 4. 日米地位協定の抜本的な見直しを早急に行うこと。
- 以上、決議する。

平成21年12月15日 沖縄市議会

あて先(抗議決議) トリイ基地司令官 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事 駐日米国大使

あて先(意見書) 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長 沖縄県知事

国民健康保険事業の健全化に関する意見書

国民健康保険は国民皆保険制度の基盤と言える。しかし、国民健康保険制度は、低所得あるいは所得の不安定な人が多くを占め、主に現役世代を対象とする他の医療制度と比べ、平均年齢も相当高いうえ、所得水準も非常に低く、構造的な問題を抱えている。

沖縄市の平成20年度国民健康保険特別会計は約4億円の赤字であるが、一般会計から7億円の基準外繰入れを行っていることから、実質的には約11億円の赤字となっており、仮に保険料収納率を100%としても7億5千万円もの赤字が残る。

この7億5千万円の赤字を解消するために保険料の値上げをするにしても、所得450万円超の世帯については保険料の最高限度額が59万円と抑えられていることから、沖縄市の試算では、所得450万円以下の世帯について36%の値上げとなり、実施が極めて厳しく、国保財政は破綻状態と言わざるを得ない。

このような厳しい状況について、国民健康保険中央会は、「地方自治体において、一般会計からの繰入金が増加しています。」と指摘し、制度の崩壊すら危ぶまれるとして国の財政支援の拡充強化を強く訴えている。

国民健康保険の存続の危機が叫ばれる中で、地方自治体の改善には限度があり、国を挙げて国民健康保険事業の健全化に向けた取組みを強力で推進しなければならない時だと言える。

よって、沖縄市議会は、国民健康保険事業の健全化に政府が総力で取り組まれるよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月21日 沖縄市議会

あて先 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣

沖縄市議会だより

平成20年度 沖縄市一般会計歳入歳出決算認定について

平成20年度沖縄市一般会計歳入歳出決算について、9月定例会で10人の委員で構成される決算審査特別委員会が設置され慎重に審査が行われました。委員会の審査経過及び結果について12月定例会本会議で委員長より報告がなされ、平成20年度沖縄市一般会計歳入歳出決算は認定されました。



建設委員会 公聴会について

第332回9月定例会において建設委員会に付託された「議案第245号 町の区域の設定について」は、関係者からも意見を聴取するため12月1日に公聴会が開催されました。

なお、同議案は12月15日の本会議で否決されました。



委員会視察状況（11月）

基地に関する調査特別委員会行政視察（視察地：青森県三沢市、調査項目：基地行政について）



▲三沢市議会事務局長より歓迎の挨拶をいただく



▲委員を代表して挨拶をする委員長



▲説明を受ける委員



▲説明を受ける委員

平成21年12月第334回定例会審議結果一覧

提出者	番号	件名	議決月日	結果
市長	議案第263号	沖縄市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	12月7日	原案可決
〃	議案第264号	沖縄市学習等供用施設等条例の一部を改正する条例	〃	〃
〃	議案第265号	沖縄市介護保険条例及び沖縄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
〃	議案第266号	沖縄市都市計画事業土地地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例	〃	〃
〃	議案第267号	沖縄市学習等供用施設等の指定管理者の指定について	〃	〃
〃	議案第268号	ミュージックタウン音市場の指定管理者の指定について	〃	〃
〃	議案第270号	平成21年度沖縄市一般会計補正予算(第4号)	12月8日	〃
〃	議案第271号	平成21年度沖縄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	12月9日	〃
〃	議案第272号	平成21年度沖縄市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
〃	議案第273号	平成21年度沖縄市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
〃	議案第274号	平成21年度沖縄市水道事業会計補正予算(第1号)	〃	〃
〃	議案第275号	沖縄市国民健康保険条例の一部を改正する条例	〃	〃
〃	議案第245号	町の区域の設定について	12月15日	否決
〃	認定第22号	平成20年度沖縄市一般会計歳入歳出決算認定について	〃	認定
〃	認定第23号	平成20年度沖縄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
〃	認定第24号	平成20年度沖縄市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
〃	認定第25号	平成20年度沖縄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
〃	認定第26号	平成20年度沖縄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
〃	認定第27号	平成20年度沖縄市土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
〃	認定第28号	平成20年度沖縄市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
〃	認定第29号	平成20年度沖縄市水道事業会計決算認定について	〃	〃
監査委員	報告第160号～第165号	例月出納検査報告	12月21日	報告
議長	報告第166号	諸般の報告	12月21日	〃
議員	意見書第37号	(株)エコテックオキナワによる産業廃棄物処理施設建設反対に関する意見書	12月9日	原案可決
〃	意見書第38号	米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に対する意見書	12月15日	〃
〃	決議第35号	米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に対する抗議決議	〃	〃
〃	意見書第39号	国民健康保険事業の健全化に関する意見書	12月21日	〃
請願	請願第3号	健康寿命延伸のため、学校給食に安心安全な食材の使用促進に関する請願書	12月15日	採択

平成21年11月第333回臨時会審議結果一覧

提出者	番号	件名	議決月日	結果
市長	議案第261号	沖縄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	11月26日	原案可決
〃	議案第262号	沖縄市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
〃	報告第159号	専決処分の報告について	〃	報告
議員	意見書第36号	普天間飛行場の嘉手納基地統合に断固反対する意見書	〃	原案可決

沖縄市議会では会議録検索システムを市議会のホームページに掲載しています。

■ 沖縄市議会HP <http://www.city.okinawa.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=140>

■ 会議録検索システム <http://www02.bbc.city.okinawa.okinawa.jp/kaigiroku/>

■ 掲載会議録 平成4年3月第166回定例会から掲載しています。